

第5回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成29年5月31日(水) 午後1時30分

2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室

3. 出席する資格を有する委員の総数 12名

4. 出席委員(8名)

1番	阿部 稔	10番	溝渕 康裕
2番	野村 敏博	11番	住田 哲也
7番	森 正美	12番	朴谷 和夫
9番	佐々木 康二	13番	氏家 知身

5. 欠席委員(4名)

3番	富永 学	5番	坂口 啓郎
4番	伊林 久信	6番	舟山 仁志

6. 議事日程

報告第5号 農地法第18条第6項について

議案第19号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堤 裕一
事務局次長	室屋 尚弘
事務局係長	佐藤 公紀

8. 会議の概要

開会 13時30分

局長： 全員揃いましたので、ご起立願います。礼
議長： それでは只今より、平成29年第5回農業委員会総会を開会します。田んぼ

もほとんど緑に変わって、田植えも順調に終わっているのかなと感じております。天気がなかなか続かなかったりして大変ですが、まあまあ今年は順調に行ったかなとそんなふうに思っておりますし、今日の町民田植え祭に出席していただいた委員さんにはご苦労様でした。私は28日から30日まで全国農業委員会会長大会に出席させていただきました、全国から1,800人、北海道から182名が出席して北海道統一の要請書ということで今津先生、佐々木先生、小川先生の所へ要請に行っていました。上川管内は23名いましたが全員が行くと大変なので地方連の会長と旭川市の会長と事務局2名の4名で要請書を出してきたところでありまして、できるだけ要請に沿って農業情勢が進むようになればいいなと感じております。

議長： 本日の会議録署名委員は、議席10番、溝渕委員、議席11番、住田委員にお願いいたします。また、3番、富永委員、4番、伊林委員、5番、坂口委員、6番、舟山委員より欠席の連絡がありました。ただいまの出席委員は8名でありまして定足数でございます。局長から本日の議事日程について説明をしてください。

局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議題については、報告第5号、農地法第18条第6項について、10件、議案第19号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、議案第20号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、1件、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、12件、売買1件、新規11件、その他でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは、議題に入らせていただきます。2ページをお開き下さい。報告第5号、農地法第18条第6項について、事務局より1番から10番まで一括で説明して下さい。

事務局次長： はい、報告第5号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので報告する。平成29年5月31日提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇、借主、〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番の内、外28筆、計29筆、地目、すべて畑、面積、合計〇〇〇,〇〇〇㎡。後ほど審議されます、農地法第3条による売買のための解約であります。続きまして3ページご覧願います。番号2、貸主、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番の内、1筆、地目、田、面積、〇〇〇㎡、借主が水張部分を畑とし、自作するための解約です。番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番の内、地目、田、面積、〇〇〇㎡。後ほど審議されます、農地法第5条に基づく転用により農家住宅を建設するための解約です。番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下9番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番の内、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡。番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、外1筆、

計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡。番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 3 筆、計 4 筆、地目、〇〇〇〇番〇、外 2 筆田、〇〇〇〇番〇〇、畑、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡。番号 7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番 1、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡。番号 8、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡。番号 9、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番の内、外 3 筆、計 4 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡。借主が耕作できない事から、第 3 者へ賃貸するための解約です。番号 10、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、全て畑、面積、合計〇,〇〇〇㎡、借主が耕作できない事から、第 3 者へ賃貸するための解約です。以上です。

議 長： 只今、事務局より農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知のありました 1 番から 10 番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは、無いようですので、1 番から 10 番について報告とさせていただきます。続きまして、3 ページの議案第 19 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について審議をいたします。事務局より売買の 1 番について説明をしてください。

事務局次長： はい、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求めます。平成 29 年 5 月 31 日提出、当麻町農業委員会会長名。所有権移転、番号 1、売主、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外 58 筆、計 59 筆、地目、全て畑、面積合計〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、作付〇,〇〇〇a、経営面積、〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、売買、本申請箇所は、6 ページ及び 7 ページの箇所でありまして、売主の申入れに対し、買主が合意した事により、3 条による売買となりました。有限会社〇〇〇〇は、これまでも先ほどの合意解約のとおり、当麻町において賃貸による耕作を行っております。権利取得後においても、全ての農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。以上です。なお、お手元にお配りしております別添農地法第 3 条調査書を後刻ご覧ください。以上です。

議 長： 只今、1 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは無いようですので、採決致します。使用貸借の 1 番について議案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。議案第 19 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の 1 番については、原案のとおり決定を致しました。続きまして、8 ページの議案第 20 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について審議致します。1 番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第 20 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。平成 29 年 5 月 31 日提出、当麻町農業委員会会長名。貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇、地目、田、面積、〇〇〇㎡、農地区分、農用地区域外 1 種農地、契約区分、使用貸借、転用目的、住宅建築、住宅 1 棟、〇〇.〇〇㎡、駐車スペース、〇〇㎡、通路、〇〇〇㎡、雪堆積落雪場所、〇〇〇.〇〇㎡、申請地は 9 ページの箇所でございます。申請人、〇〇〇〇氏は、農業経営主として父親から継承して 1 年が経過いたしました。図面にあります〇〇〇〇番〇に建っている既存住宅が手狭となったことから農業後継者住宅を建設する必要が出てまいりました。申請の農家住宅につきましては、農地法施行規則第 38 条及び第 39 条第 1 号で定められている地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画等に基づき定められた施設に該当し、許可要件を満たしておりますので、転用はやむを得ないと認められます。以上です。

議 長： 只今 1 番について、事務局より説明がありました。1 種農地から農家住宅に転用する申請であります。この件について何かご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議 長： それでは無いようですので、採決致します。使用貸借の 1 番について議案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。議案第 20 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請については、原案のとおり決定を致しました。続きまして、10 ページの議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について審議致します。所有権移転の 1 番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第 5 回）の決定について審議を求める。平成 29 年 5 月 31 日提出、当麻町農業委員会会長名、所有権移転、番号 1、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積〇, 〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、借入面積とも〇〇, 〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、坂口委員、富永委員、氏家委員です。売買価格は〇〇〇, 〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、5 月 12 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、所有権移転の 1 番について説明がありましたが、この件についてあ

っせん委員長の坂口委員が欠席しておりますので、私より補足説明いたします。〇〇さんの土地は〇〇〇〇にあっせんをいたしまして、双方金額面でも納得頂きまして、事務局から説明のありましたとおり決定をしております。またここは昨年の大雨で土砂崩れが起きているということで、それはできれば〇〇さんで直していただきたいという話でしたが、なかなか大変だろうということで〇〇さんのほうで対処するということでした。そのそばに川が流れていて、災害復旧で河川を直してもらわないと、また土砂が崩れるだろうということで、町にもお願いをしてできるだけ早い段階で土手が崩れた部分を直してもらうようにすることでした。

議 長： それでは、只今の所有権移転の1番について何かご質問はありませんか。

各委員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の1番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。所有権移転の1番について議案のとおり決定いたしました。続きまして、利用権設定の2番から11ページの12番まで事務局より一括で説明をして下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の新規、番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は5年、申請理由は、相手方の要望です。番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外1筆、計2筆、地目、全て畑、面積、合計〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は2年、申請理由は、相手方の要望です。番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、開明2区、〇〇〇〇、以下9番まで借主同じ、地番、〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積、借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は1年、申請理由は、相手方の要望です。番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は1年、申請理由は、相手方の要望です。番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外3筆、計4筆、地目、〇〇〇〇番〇、外2筆、田、〇〇〇〇番〇〇、畑、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇.〇a、経営面積、借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は1年、申請理由は、相手方の要望です。続きまして11ページ、番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は10年、申

請理由は、相手方の要望です。番号 8、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 1 年、申請理由は、相手方の要望です。番号 9、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番の内、外 3 筆、計 4 筆、地目、全て田、面積、合計〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 1 年、申請理由は、相手方の要望です。番号 10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、地目、畑、面積、〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇.〇a、経営面積、〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇,〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は 4 年、申請理由は、相手方の要望です。番号 11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 2 筆、地目、全て畑、面積、合計〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、借入面積とも〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 10 年、申請理由は、相手方の要望です。番号 12、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 1 筆、地目、全て畑、面積、合計〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、借入面積とも〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は 5 年、申請理由は、相手方の要望です。以上です。

議長： 只今、利用権設定の新規、2 番から 12 番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。利用権設定の新規、2 番から 12 番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の 2 番から 12 番までについて、議案のとおり決定いたしました。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課から

農業振興課： 1 点ご報告いたします。みなさんのお手元にお配りをさせて頂いております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてですけれども、北海道が定める基本方針の 5 年ごとに行われる見直しにつきまして、当麻町の基本構想の変更をさせて頂いたところでありまして、昨年 12 月の農業委員会総会の中で内容についてはご説明をさせて頂きまして、ご承認をいただいたところでありまして、この度 3 月 21 日付で北海道知事の同意をいただきまして、4 月 26 日までの公告の期間を経て基本構想の変更が正式になされたと

いうことをございます。お手元にお配りさせて頂いておりますので、ご一読願いたいと思います。また、委員の皆さんにおかれましては、変更にあたりましてご協力を賜りこの場をお借りしまして俺お申し上げます。以上です。

議長： 農業センター

農業センター： 農業センターからは 2 点ほどご報告をいたします。まず 1 点目ですが収入減少緩和交付金、いわゆるならし対策、こちらは平成 26、27 年度産の 2 年間発動になってきましたが、5 月 26 日付で 28 年度産についても発動が決定されたということをございます。町内においては対象者 195 名、金額にして総額で 3,152 万円程度が 6 月 2 日付で直接生産者の口座へ交付されるということになっております。再生協の方からは対象者の方に対しまして、本日郵送で交付決定通知をすることになっております。2 点目をございます。6 月 5、6 日で牧草の現地確認を始める予定となっております。以上です。

議長： 土地改良区は欠席です。

議長： 農協

農協： 特にございません。

議長： 普及センターは欠席です。

議長： 共済組合は欠席です。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局次長： (事務連絡)

議長： それでは、次回平成 29 年 6 月の農業委員会総会の日程であります、6 月 23 日、金曜日、午後 2 時 30 分から転用に係る現地確認、午後 4 時から農業委員会総会を開催します。現委員での任期最後の総会となります。大変お忙しい時期とは思いますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしく願いたいします。

議長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 14時03分